

## エラブココレンタルスペース（会議室・シェアオフィス・コワーキングスペース） 利用規約

### 第1条（目的）

本規約は、一般社団法人おきのえらぶ島観光協会（以下「当協会」といいます）が管理、運営する『エラブココ』（住所：鹿児島県大島郡知名町屋者 1029-3 レンタルスペース）を利用するすべての利用者（以下「利用者」といいます）が遵守すべき事項を定めるものです。利用者は、本規約に同意の上、本スペースを利用するものとします。

### 第2条（利用申込および契約の成立）

1. 利用希望者は、当協会所定の方法により利用申込を行うものとします。
2. 当協会が申込を承諾し、利用料金の支払いが確認された時点で、本規約の規定に従った本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」といいます）が利用者と当協会の間で成立するものとします。
3. 当協会は、利用目的や申込内容によっては、申込をお断りする場合があります。

### 第3条（利用料金および支払方法）

1. 利用料金は、当協会が別途定める料金表に従います。
2. 利用者は、利用契約成立時に指定された方法で利用料金を支払うものとします。
3. 利用者の都合によるキャンセルに対しては、当協会は、当該利用者に対し、第8条に定めるキャンセルポリシーに基づき、キャンセル料を請求するものとします。

### 第4条（利用条件）

1. 利用者は当協会所定の方法により善良な管理者の注意をもって本スペースを利用するものとします。
2. 本スペース内での次の行為を禁止します。
  - 法令、公序良俗に反する行為
  - 危険物の持ち込み、火気の使用
  - 近隣に迷惑を及ぼす行為（大音量、振動、悪臭など）
  - 申込内容と異なる目的での利用
  - 当協会の許可なく本スペースを第三者へ転貸する行為
  - 本スペースにおいて、当協会が不適切であると合理的に判断する営利活動（例：ネットワークビジネス、勧誘行為を含む営利活動など）、宗教活動または政治活動をする行為
  - 宿泊し、または居住する行為
  - その他、当協会が不適切と判断する行為
3. 近隣や他の利用者に迷惑となる大きな音を出す行為は禁止しております。大型の音響を伴う音出しはできません。

### 第5条（設備・備品の使用）

1. 本スペースの設備および備品（以下「設備等」といいます）は、利用者が適切に使用し、利用後は原状回復するものとします。
2. 利用者が設備等を破損・汚損した場合、当該利用者は速やかに当協会へ報告し、修繕費用等を負担す

るものとしします。

#### 第6条（入退室および原状回復）

1. 利用者は、予約時間内での入退室を厳守するものとしします。
2. 予約時間を超過して本スペースを使用した場合、超過分の料金が発生する場合があります。
3. 会議室のレンタル利用者は、本スペースにおいて発生したゴミをすべて持ち帰るものとしします。当協会施設付属のゴミ箱への投棄は基本的には禁止といたします。  
コワーキングスペース、シェアオフィスの利用者は施設ゴミ箱をご使用いただけます。

#### 第7条（飲食について）

1. 利用者は、本スペースにおいて飲食をすることができますが、会議室利用時に発生した飲食物に関するゴミはすべてお持ち帰りください。特に、お弁当、オードブル等のゴミは放置厳禁です。  
コワーキングスペース、シェアオフィスの利用者は施設ゴミ箱をご使用いただけます。

#### 第8条（キャンセルポリシー）

1. 利用日前日までのキャンセル：無料
2. 当日のキャンセル：請求予定金額の50%
3. 当日利用予約時間以降の無連絡キャンセル：請求予定の100%
4. 自然災害や感染症流行等、不可抗力の事由によりイベント開催が不可能と判断された場合、キャンセル料は発生しません。ただし、当協会は、不可抗力の事由による本スペース使用中止により利用者に発生した損害について、当協会に故意または重過失がある場合を除き、利用者への損害賠償責任は一切負いません。

#### 第9条（サービスの中断・停止・終了等）

1. 自然災害や当協会の予期しない事態により、本スペースの利用を中断または停止する場合があります。その場合でも、利用者に生じた損害について、当協会に故意または重過失がある場合を除き、当協会は責任を負いません。
2. 当協会は、運営上の必要に応じてサービス内容を変更または停止することがあります。その場合に、利用者が本スペースにおいて開催するイベントやスクール等の企画の内容や開催方法が変更される可能性があることを利用者は了承するものとしします。

#### 第10条（参加者の管理）

1. 利用者が本スペースにおいて開催するイベントやスクール等の企画等に関して募集した参加者（以下「参加者」といいます）の行為について、利用者が責任を負うものとしします。
2. 参加者が本規約に違反した場合、その責任は利用者が負うものとし、当協会に故意又は重過失がある場合を除き、当協会は一切の責任を負わないことを利用者は了承するものとしします。
3. 本スペースにおける参加者の行動について、当協会に故意又は重過失がある場合を除き、当協会は一切の責任を負いません。

## 第 11 条（譲渡禁止）

1. 本スペースをレンタルした利用者は、利用契約上の地位又は権利・義務を第三者に譲渡または移転することはできません。
2. 当協会は、本スペースにかかる事業を第三者に譲渡（事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わないものとします。）した場合には、当該譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに利用者の情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

## 第 12 条（告知・広報）

1. イベント内容の問い合わせ先として、当協会団体名（おきのえらぶ島観光協会）は使用されないようお願いいたします。会議室をイベント会場として使用する場合は住所表記は以下を参考としてください。  
**【〒891-9202 鹿児島県大島郡知名町屋者 1029-3 エラブココ レンタルスペース】**
2. イベント内容の問い合わせ先電話番号には当協会施設の電話番号はご利用いただけません。イベント主催者ご自身のお電話番号をお使いください。
3. チラシ、ポスター、HP、SNS 等での周知において、イベント主催者が「おきのえらぶ島観光協会」であると誤解を与えるような表現や表記は行わないでください。
4. 施設内へのチラシ設置は事前に当協会の許可を得てください。

## 第 13 条（免責事項）

1. 利用者の本スペースへの持ち込み物品（パソコン等の家財及び展示中の作品や物品を含みますが、これらに限られません）の紛失・盗難・破損について、当協会に故意または重過失がある場合を除き、当協会は一切の責任を負いません。
2. 天災、火災、停電、自然災害その他の不可抗力により本スペースが利用できなくなった場合、および本スペースにかかる駐車場において利用者に損害が発生した場合、当協会は責任を負いません。
3. 本スペースの利用により生じた利用者間のトラブルや損害（フリーマーケット等における出店中のトラブルや損害を含みますが、これらに限られません）について、当協会は関与せず、当協会に故意または重過失がある場合を除き、責任を負いません。
4. 本スペース及び本スペースにかかる駐車場のご利用中の事故等により利用者および参加者に生じた損害について、当協会に故意または重過失がある場合を除き、当協会は一切の責任を負いません。
5. 利用者が、本規約に違反した場合、その他本スペースの利用にふさわしくないと当協会が判断した場合、当協会は本スペースの利用をお断りすることがありますが、それにより利用者に生じた損害について、当協会は一切責任を負いません。
6. 当協会の故意又は重過失による場合を除き、本スペースに関する当協会の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、間接損害等は含まないものとし、また、損害の事由が生じた時点から遡って過去 1 ヶ月の期間に利用者から現実に受領した本スペースの利用料金の総額を上限とします。

## 第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、本契約の締結日において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらの準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、

および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- A) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に一つでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- A) 暴力的な要求行為
  - B) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - E) その他前各号に準ずる行為

#### 第 15 条（利用者の賠償責任）

- 1. 利用者が本スペースの利用に際し、当協会または参加者その他の第三者に損害を与えた場合、利用者はその損害を賠償する責任を負います。
- 2. 利用者による本スペースの利用に際し、本スペースの設備・備品の損壊や本スペースにかかる施設への損害が生じた場合、当該利用者は、当社の指示に従い修理費等を支払うものとします。
- 3. 参加者の行為による損害についても、当該利用者が責任を負います。

#### 第 16 条（規約の変更）

- 1. 当協会は、必要に応じて本規約を変更することができます。
- 2. 規約の変更後、利用者が本スペースを利用した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。

#### 第 17 条（準拠法および管轄）

- 1. 本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。
- 2. 本スペースの利用に関する紛争については、当社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

2026 年 4 月 1 日 制定